

# 令和 5 年 度 第 12 回 議事録

笠岡市農業委員会

6 . 3 . 5

第 12 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和6年3月5日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年3月5日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年3月5日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1			8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	西 山 博 行	事務局次長	松 枝 大 作
推進委員	有 本 正 義	主 事	西 山 彰 人
推進委員	桑 田 圭 介	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

## 6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 47 号	利用状況調査に係る非農地判断について
議案第 48 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 49 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 50 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 51 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 52 号	「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の策定について
報告第 32 号	解約証書の受理について
報告第 33 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 34 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 35 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 36 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
そ の 他	

## 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

## 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

2 番委員

3 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度第12回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を2番櫛田委員、3番仁井名委員 よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第47号「利用状況調査に係る非農地判断について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号でございます。農地法第30条第1項に基づく利用状況調査 (農地パトロール)にて、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元 しても継続して利用することが出来ないと見込まれるものとして判定された 農地、つまり、再生利用が困難な農地について、調査後直ちに非農地判断を 行い、農地台帳から除外することとなっています。</p> <p>この度、令和5年度に実施した農地パトロールにて、再生利用が困難と判断 された農地を非農地判断するものです。対象農地は、1,522筆、対象面積は 田96,352㎡、畑678,900.76㎡、計775,252.76㎡です。</p> <p>非農地判断後、対象農地の所有者や市、関係機関に対し、その旨の通知をす ることとなっています。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようなので、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバ ー60号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー60号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転贈 与でございます。</p> <p>譲受人は家族で農業を行っており、〇〇を栽培しています。この度、農地を 生前贈与にて譲り受けるものですが、権利移転後についても、継続して共同 で農作業を行う予定としています。譲受人本人の年間農業従事日数は150日</p>

	<p>未満ですが、この度の申請により世帯での耕作面積に変更はなく、申請地を含めた耕作能力を有すると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー61号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー61号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転売買でございます。</p> <p>譲受人は増反を図るにあたり、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>なお、譲受人が相続人の一人として管理する農地について、一部許可なく転用がされている箇所が判明しましたが、これについては、今後適切に是正処置をおこなうとの申立書の提出がありました。</p> <p>そのほかの農地については適切に耕作管理されており、〇〇を含めて労働力は確保されており、申請地を含めた耕作能力を有すると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー62号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>

	す。
事務局	<p>ナンバー62号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、3条の賃貸借権設定（3年間）でございます。</p> <p>借受人は〇〇にて〇〇を栽培しており、現在経営する農地について適切に耕作管理されていることを確認しています。</p> <p>トラクタ6台、ブームスプレーヤ2台を所有しており、農作業従事者は代表者や臨時雇用を含め〇人確保していることから、この度借り受ける約〇㎡の農地を含めて経営する農地の耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー63号と64号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー63号及び64号でございます。〇〇、〇〇から〇〇へ参ります3条の所有権移転売買でございます。</p> <p>譲受人は、家族〇人で農業に取り組んでおり、この度増反を図るにあたり管理が困難となっていた譲渡人から、申請地を売買にて譲り受けるものです。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から近距離にあり、申請地取得後も引き続き家族〇人で農作業を行う予定としております。農機具についてはトラクターや田植機、コンバインなどを所有していることから、申請地を含めた耕作能力を有すると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー65号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー65号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の賃貸借権設定（5年間）でございます。</p> <p>譲受人は、〇〇にて農作業に従事しておりますが、この度自身で経営を始めるにあたり、農地を借り受けるものです。</p> <p>借り受ける面積は〇㎡ほどあり、新規営農としては規模が大きいといえると思いますが、農機具等については賃貸借にて確保しており、技術、販路についても農業法人から指導を受けられる環境にあり、協力体制が整っていることから、総合的に耕作能力を有すると考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>また、当申請に先立ち申請地に設定されておりました賃貸借権及び農作業等受委託契約については解約を受付しており、報告案件としています。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー66号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー66号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の賃貸借権設定（5年間）でございます。</p> <p>譲受人は、〇〇にて農業をしており、この度農地の貸借期間が満了することに伴い、再度賃貸借権の設定をするものです。</p> <p>耕作面積等に変更はなく、農業の実績を有していることから引き続き耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー67号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー67号でございます。〇〇から〇〇へ参ります3条の賃貸借権設定(5年間)でございます。 譲受人は、〇〇にて農業をされており、この度農地の貸借期間が満了することに伴い、再度賃貸借権の設定をするものです。 耕作面積等に変更はなく、農業の実績を有していることから引き続き耕作管理は可能と考えられます。 農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー68号及び69号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー68号及び69号でございます。〇〇、〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転贈与でございます。 譲受人は、〇〇にて主に〇〇を栽培しており、この度増反を図るにあたり、遠方に居住している譲渡人から、畑及び狭小の水田を譲り受けるものです。 農業経験、実績を有しており、また申請地が所有農地と隣接していることから、農作業が効率的になることが見込まれます。譲受人の耕作面積は〇㎡あり、この度の申請地の合計面積は〇㎡ほどであることから、増反をおこなっても引き続き耕作管理は可能と考えられます。



	<p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー70号及び71号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー70号及び71号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転贈与でございます。</p> <p>譲受人は、永年農業を営んでおり、この度増反を図るにあたり、遠方に居住しており農地の管理ができない譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人の農業経験、農機具は有しており、労働力として家族の協力も得られることから申請地を含めた耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー72号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー72号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転贈与でございます。</p> <p>譲受人は、この度増反するにあたり、所有農地に近い申請地を譲り受けるものです。申請地では〇〇を栽培する予定としています。登記地目は田となっておりますが、現状で〇〇を栽培するには問題ない状態とのことです。</p>

	<p>令和4年に取得した農地ではある程度成長した〇〇を確認することができ、この度の〇㎡ほどの増反を考慮しても耕作管理は可能と考えられます。農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー20号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー20号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は駐車場でございます。</p> <p>申請者は、現在申請地の近隣に居住していますが、居住地では車の出入りが難しく、申請地を駐車場として利用したいとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断したため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきましては、盛土等を行わないため、隣接農地に土砂の流出はないと思われます。また、申請地2辺が道路に接しており、隣接地は議案第44号ナンバー24号で親族が転用を行う土地となっております。雨水については、自然浸透にて対応します。また、この度の申請において、構築物は高さ約3mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー21号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー21号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は農用区域内農地、転用目的は農地改良（盛土0.6m）でございます。</p> <p>申請者は、〇〇から出土した残土を活用してpH調整による栽培試験を行いたいとのことです。農地改良後は畑として〇〇などを作付けする予定であり、農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。周囲の影響につきましては、法面処理をしているため、土砂の流出は無いと思われます。雨水については、自然浸透にて対応し、大雨等で浸透処理が間に合わない場合については、自然流下により用水路に排水するとのことで、問題ないと思われます。また、予定構築物等はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー22号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー22号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は、〇〇の田2筆、農地区分は第3種農地、転用目的はドッグラン及び露天駐車場、施設の概要はドッグラン、駐車場でございます。</p> <p>申請者はこの度、ドッグラン及び駐車場として申請地を転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当と思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分には建築ブロックを設置するため、土砂の流出等はないと思われます。雨水については、雨水柵を設けて既設水路へ放流するとのことで、問題ないと思われます。また、ドッグラン、駐車場共に露天であるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー23号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー23号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の賃貸借権設定(3年間)でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は農用地区域内農業用施設用地、転用目的は露天駐車場、施設の概要は駐車場でございます。 申請者は、駐車場として引き続き申請地を使用したいとのことです。申請地は農用地区域内農業用施設用地ですが、許可規定「農地法第8条第4項に規定する農地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当しているため、許可妥当と思われます。 周囲の影響につきまして、申請地は盛土等を行わず現状のまま露天駐車場として使用するため、土砂の流出等はないと思われます。雨水につきましては、自然浸透にて対応するとのことで、問題ないと思われます。また、予定構築物等はなく、現状のまま使用するため、周囲の農地への日照・通風に問題はなしと思われます。 以上でございます。よろしくをお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー24号を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー24号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(永年間)でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地、施設の概要は居宅1棟でございます。 申請者は現在〇〇に居住していますが、申請地近隣に居住する親族をサポートするため、また勤務先から遠く通勤しづらいため、申請地に居宅を建築したいとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することに

	<p>より当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地との境界部分には擁壁を設置するため、土砂の流出等はないと思われます。雨水につきましては宅内柵を経て既設道路側溝へ接続し、生活雑排水につきましては合併浄化槽に接続することによって、問題ないと思われます。また、居宅は高さが6 m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー25号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇の畑1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は太陽光発電施設への進入路、施設の概要は進入路でございます。</p> <p>申請者は申請地の近隣の山林に太陽光パネルを大規模に設置する計画をしており、その工事の際に車が通る道として、施設が出来てからはそこへ入るための道として申請地を転用したいとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、造成工事を行わず現状のまま使用するため、土砂の流出等はないと思われます。雨水につきましては、既存側溝へ排水することによって、問題ないと思えます。また、予定構築物等はないため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p>

	<p>続きまして、ナンバー26号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー26号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は、〇〇の田1筆、農地区分は第2種農地、転用目的は露天駐車場・通路及び家庭菜園、施設の概要は、駐車場、通路、家庭菜園でございます。</p> <p>申請者は申請地の隣接地に住んでおり、自宅の駐車場は狭く、家族全員の車を停めるには、行き来も難しく不便であるとのことです。駐車場部分と展開スペース・進入路に加え、余った部分で家庭菜園をするとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、コンクリート擁壁で土留めをするため、土砂の流出はないと思われま。雨水につきましては、集水枡を設け、隣接既設公共水路へ排水するため、問題ないと思われま。また、農地は南側にあり、隣接農地の所有者には了解を得ているとのことで、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー27号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー27号でございます。〇〇から〇〇（持分1/2）、〇〇（持分1/2）へ参ります、5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は、〇〇の畑1筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地、施設の概要は居宅1棟、駐車場でございます。</p> <p>申請者は、自己用の居住地として申請地を使用したいとのことです。第3種農地であり許可妥当であると思われま。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分には側溝を入れるとのことで、土砂の流出等はないと思われま。雨水につきましては、申請地内に排水路を設け既存排水路に接続し、生活雑排水につきましては、合併浄化槽に接続するとのことで、問題ないと思われま。また、居宅は高さが7m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われま。</p>

	す。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第51号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	令和6年3月12日の公告予定で取りまとめております。一般分の設定については、10年以上の設定対象筆数が2筆、設定対象面積が2,218㎡、設定対象人数は1人。合計についても、同様となっております。続いて、一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が3,170㎡、設定対象人数が2人。10年以上の設定対象筆数が7筆、設定対象面積が9,958㎡、設定対象人数が3人。合計については、設定対象筆数が10筆、設定対象面積が13,128㎡、設定対象人数が5人となっております。 これらの案件はすべて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしく申し上げます。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしく申し上げます。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願ひいたします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第52号『「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の策定について』を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議案第 52 号でございます。最適化活動の目標の設定については、規制改革実施計画に基づくもので、農林水産省経営局長通知により、毎年農業委員会は最適化活動に伴う目標を設定するよう求められており、この度は、令和 6 年度分の目標設定についてお諮りいただくこととなります。内容については、各項目ごとに、現況数値に合わせた目標値等の更新を行っております。具体的には、Ⅱ最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積についての項目ですが、これまでの集積面積を更新しています。また、昨年の集積面積から令和 5 年度中に担い手への所有権移転や貸借があった面積を加算しています。(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題については、令和 5 年度に行った利用状況調査のデータに更新しております。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>説明のとおり、「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」について、この内容で決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 つづきまして、報告第 32 号「解約証書の受理について」、報告第 33 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 34 号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第 35 号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第 36 号「農用地利用集積計画促進計画の認可について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしく申し上げます。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 4月2日(火)午前9時30分から <b>中央公民館2階 教育委員会会議室</b></p> <p>(2) その他 ・次回議案発送日3月22日(金)、申請書締切日3月15日(金)</p> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>